

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

福祉環境委員会記録

平成 29 年 6 月 28 日(火)
 全 員 協 議 会 室
 10 時 00 分 ～ 16 時 21 分

【委 員】 道下委員長、足立副委員長、柳楽委員、小川委員、森谷委員、平石委員
 澁谷委員、西村委員

【執行部】 前木健康福祉部長、原田地域福祉課長、白根地域医療対策課長、
 久保健康長寿課長、有福子育て支援課長、
 斗光市民生活部長、猪木迫医療保険課長、埴総合窓口課長、木屋環境課長、
 吉永金城支所長、大崎市民福祉課長、塚田旭支所長、西川市民福祉課長、
 細川弥栄支所長、小池市民福祉課長、斎藤三隅支所長、大田市民福祉課長、
 河野上下水道部長、坂田管理課長、新森工務課長、桑原下水道課長

【説明員】 西谷行財政改革推進課長、山根生涯学習課長

【事務局】 三浦書記

議 題

1 議案第 41 号 ラ・ペアーレ浜田条例の一部を改正する条例について

2 請願審査

(1) 請願第 46 号 下水道事業の請願について

(2) 請願第 52 号 家庭保育・夜間保育制度の創設に関する請願について

(3) 請願第 53 号 家庭保育・夜間保育制度の創設に関する請願について

3 執行部報告事項

(1) 平成 28 年度ごみ処理量等について

(配布資料)

・浜田市人口状況（平成 29 年 2 月末～4 月末）

・浜田市国民健康保険データヘルス計画【平成 27 年度～平成 29 年度】

・浜田市国民健康保険データヘルス計画【平成 29 年度保健事業実施計画一部改訂版】

4 所管事務調査

(1) 福祉施設と職員数の増加について

(2) 下水処理施設について

(3) 鳥取県「おうちで子育てサポート事業」の実施状況と島根県内の認可夜間保育所について

(4) 生活保護制度における、自動車を保有できる条件や事例について

(5) 浜田市国民健康保険の医療費が高いことに対する分析・調査状況等について

(6) 特別養護老人ホーム等の待機者状況について

5 その他

【議事等の経過】

[10時00分 開議]

道下委員長

ただ今より福祉環境委員会を開催する。出席委員は8名全員で、定足数に達しているのので、ただちに委員会を開く。早速議題に沿って議事を進める。

なお本日は、行財政改革推進課長および生涯学習課長も出席していただいている。

1 議案第41号 ラ・ペアーレ浜田条例の一部を改正する条例について

道下委員長

議題1について。執行部から補足説明をお願いする。

(「ありません」という声あり)

森谷委員

委員から質疑は。森谷委員。

これに対するアンケートが2種類ある。委員と出席者に配布しても良いか。

道下委員長

許可する。

《 アンケート配布 》

森谷委員

一部右側に黒い線がありDと書いてある。それはペアーレが3年前に取ったアンケートにおいて、日曜を希望する者がいなかった結果を示している。Aは29年4月に行われた会員以外を対象にしたアンケート用紙。フリーの人は延べ2万人いる。頭数で言えば500人から1000人、そのうちの100人程度に書いてもらった。黒字で書いてあるのは、もし僕が書いたとしたらという例。僕がこのアンケートに回答した場合も、本当は思っていないにもかかわらず、日曜も開いていけば良いとなってしまう。何故なら(3)にご意見や要望があれば書いてくれと書いてあるから無理して書くことになる。9個のうち7個が、開館時間について良いと回答しているが、敢えて日曜も開いていけば良いとも答えている。だから日曜に開けて欲しいという要望があったのは、1000人中2人、それも無理して書いたものと言える。現状に満足していても「何かないか」と問われれば、「しいて言えば」の回答をする、その程度のもの。

Dはピンポイントで利用したい日はどれかという所。それは平日ということだけだったから日曜という要望が過去なかった。このような把握の仕方をして提案されたのか。

地域福祉課長

今回の提案に至った経緯だが、こういったアンケートによつての

経緯はない。この施設は当初の目的は健康増進でこれまで進められてきた。過去の議事録等を見ると、議会の一般質問の中でも「更に利用拡大ができないか」という検討課題を従前からいただいていた。来年度から指定管理が変わるので、良い機会なのでここでより利用者の利便性向上を図る観点から、見直しさせていただこうというもの。これまでプール利用については日曜は常に休みで、条例どおりでない運用になっていた。市民にとって分かりづらい運用をしてきた点もあるので、このたびの条例改正案を提案させてもらった。

森谷委員

僕の質問に対する答えは何か。こういう4月のアンケート結果を踏まえて提案されたのか。はいか、いいえか。

地域福祉課長

アンケート結果を踏まえたものだ。

森谷委員

3年前のも4月のもも1枚ずつ見た上か。

地域福祉課長

3年前のものは見ていないが、4月17日から28日の間に実施された利用アンケートの中で、日曜祝日の開館を希望する声があったので考慮した。

森谷委員

数点あったという意見を言った人は、開館時間開館日について良いと回答した人ではないのか。

地域福祉課長

おっしゃるとおり。

森谷委員

それだったら変更するには及ばないのでは。「しいて言えば」レベルの意見を真剣に受け止めるのが理解できない。延べ2万人の中でアンケートに回答したのが100人、しかも良いに○をつけた上での意見。しかもこのアンケートは会員は対象外とされていた。そのアンケートを基にするのもおかしい話だし、プールの時間も休みも条例と違うではないかと言えば、市長が認めれば良いのでそうなのだとする。では認めたというエビデンスをくれと言っても未だにしてくれていない。これはどうなっているのか。

地域福祉課長

全てがアンケートありきではない。かねて一般質問の中でも利用拡大ができないかという検討課題をいただいていた。これを機に利便性の向上を図る観点で見直しさせていただいた。

森谷委員

私は色んな利用者に聞いたが、こういう問題ではない。思い立ってプールに行ったらたまたま休みだった。第1、3、5日曜が休みと言われてもなかなか覚えられない。それでもどこかが開いていればそこまで行く。総合的に考えて利用拡大を狙うなら、早朝に開けて欲しいという意見もあるし、時間を延ばせという意見もある。シン

コーの意見も聞いた。それをまず煮詰めずに進めてはいけないのではないか。シンコーの意見はどうだったのか。

地域福祉課長
森谷委員

北陽ビル管理側の意見は聞いたが、シンコーの意見までは……。北陽ビルに聞いたなら、それがどういう意見だったか言ってもらいたい。

地域福祉課長

北陽ビル管理さんをお願いしてこういう変更になるとお話した。市から利用者の利便性向上ということであれば、それなりの対応をしなければならないということで応じていただいたと理解している。

森谷委員

一元化からスタートすべき。他施設と協議して利用料や休みを調整する方が、実際に利用する側とたら余程楽だ。日曜は黒川もペアーレも休みだが、どちらかずらせばいい。それは他スポーツ施設も同じだと思う。ここは一度取り下げて、生涯学習と一体化した上で生涯学習課から提案すべき。

健康福祉部長

プールで言うと先ほど言われたように、室内プールは日曜休み、アクアみすみは月曜休み。ペアーレは今まで日曜はやっていなかったが、第2、4日曜は今後は開けるという提案をさせてもらった。一応棲み分け調整をして提案させてもらっているつもりだ。

森谷委員

もしそうなら、日曜は黒川が休み、月曜はアクアみすみは休み、火曜はペアーレが休みなら、何の問題もないではないか、中途半端だ。一元化した上で調整しろというのはそういう意味だ。

地域福祉課長

ペアーレを火曜に休みとするなら、元々やっている他の講座の利用者に不利益を与えることになる。

森谷委員

プールだけやめればいいではないか。

健康福祉部長

平日の休みも色々検討させていただいた。ただ、講座利用者の方々、プール利用者の方々への影響が大きい、常連の方の客離れを心配する現場の声もあるため、平日休みではなく第1、3、5の日曜休館を提案させてもらった。

森谷委員

中途半端ではないか。

健康福祉部長

平日は休みを入れたくないという現場の強い声がある。こういった施設は平日休みの所がほとんどであり、やはり労務管理上の問題が一番だろうと思っている。そういう事情があるため、これまでよりも祝日部分を増やさせていただく。更に第2、4は現実にプールは休んでいるので、こちらをオープンさせていただくという提案である。

森谷委員	労務管理上と言われたら、毎日開いている店舗や事業者はどうなるのか。辻褄が合わない逃げ方をすべきではない。労務管理は休日の問題ではない。何故そんな説得力のないことを言うのか。
健康福祉部長	平日を 30 分短くさせていただいた分、祝日と第 2、4 日曜を開けさせていただく。労務管理上の問題も大きい。
森谷委員	消防署は 24 時間開いているが、ボスは市役所ではないのか。
地域福祉課長	人員の少なさ等を考えれば、消防署と比較はできない。今日において労務管理上の問題が労働基準監督署から厳しく指摘されるので、行政側として非常に敏感になるべきものだと思っている。
道下委員長	森谷委員、他の方の意見も聞きたいのだが。西村委員。
西村委員	確認するが、条例上は書いてあるように第 1、3、5 日曜が休館となっているが、プールについては第 2、4 も、要するに日曜はずっと休みでやっていたのか。
地域福祉課長	おっしゃるとおり。
西村委員	何故そうなったのか。
地域福祉課長	私も過去にさかのぼって確認してみたが、旧社会保険センターが管理していた頃から日曜休館だったため、それを踏襲してきた。元々、福祉的な健康増進部門として開いた施設なので、勤労者というよりは高齢者の健康保持が目的だったため、高齢者は平日の利用が多々あるため、日曜休館だったのではと推察する。
西村委員	私は日曜休むことを問題にしているのではなく、条例には第 1、3、5 日曜を休みと書いてあるのに、第 2、4 日曜まで休んでいることがおかしいと言っている。何故それを市も認めながらやっているのか。あり得ない話だ。こんな条例改正提案など受けられない。話が通らない。こんな説明で通ると思うか。今までの反省がないではないか。どう思っているのか。
健康福祉部長	今までの反省がないわけではない。8 月に実施するペアーレの指定管理者公募に向けて、条例の見直しをさせてもらった。条例と現状とが確かに乖離している部分もあるが……。
道下委員長	暫時休憩とする。

[10 時 22 分 休憩]

[10 時 27 分 再開]

道下委員長

会議を再開する。議案第 41 号については、昼から再度皆さんと審査したい。よろしいか。

(「はい」という声あり)

ではそのようにさせていただく。

2 請願審査

(1) 請願第 46 号 下水道事業の請願について

道下委員長

6 月 19 日 (月) の委員会で、この請願についての請願者を参考人として招致することとしていたが、事務局から連絡を取ってもらったところ、本日は欠席ということになった。請願者の門田氏から、どうしても申し送りしたい事項があるため、私から一点だけ伝えたい。

この請願を踏まえ、今後の財政収支が第一前提。それを考えて申し送りをしたい。人口密集地でない所は合併浄化槽を設置すべきと考えるが、ある意味ではし尿の直接回収によるバイオマス発電による循環型社会の方向性もあるのではということ強く訴えたいという趣旨があった。この場で皆さんにお伝えしておく。審査後でも構わないので、それについての見解を聞かせていただければと思う。

では審査に入る前に、所管事務調査の(2)と関連があることから、一緒に進めたいと思うがよろしいか。

(「はい」という声あり)

では先に所管事務調査の説明をしていただいでから、請願に移らせていただく。

4 所管事務調査

(2) 下水処理施設について

道下委員長

下水道課長。

下水道課長

(以下、資料をもとに説明)

道下委員長

委員から質疑は。森谷委員。

森谷委員

今、下府やって松原やって、将来は周布でしたか。2 個作る所を 8 個作ることにして、あと 200 億で済むと。その計画が全て終わった段階で下水道普及率は 100 パーセントになるのか。

下水道課長

100 パーセントにはならない。市街地 8 ブロックとは人口が集中

している海岸部であり、山間部の人口は含まれない。ざっと見積もると 85 パーセント程度と試算する。

森谷委員

よく先進市が 95 パーセントや、ほぼ 100 パーセントと発表している。浜田市はこの計画が完璧に上手くいっても 85 パーセントなのか、それとも最初から 85 パーセントの計画自体の達成度として 100 パーセントと言うのか。

下水道課長

100 パーセントを目指すのではなく、汚水処理普及人口比率というのが使われている数字なのだが……。

森谷委員

質問にだけ答えてくれれば良い。

下水道課長

し尿処理としては人口が集中している所を目指すので、85 パーセントが限度なのかと思う。

森谷委員

浜田は計画どおりいっても 85 パーセント以上にはならないというイメージで良いのだろう。それなら 4 番の接続率の人口が 6000 人なので 10 パーセント強、これが 8 倍くらいまでいくということになる。そう考えると繰入金について、建築費の借金返済分が 2 億 8000 万、その 8 倍として 20 億くらい毎年返していけないといけな。ランニングコストが約 5000 万として、85 パーセントが完成した時点で 4 億のランニングコストと 20 億の償還金が必要ということか。

下水道課長

8 処理区を下水処理施設で行うのにはものすごい年数がかかるので、単純に 8 倍にはならないと思うが、理論上はそうなるのかもしれない。

森谷委員

残り 15 パーセントの計画は、いつ、どういう手を打つのか。

下水道課長

下水処理施設以外のところと合併処理浄化槽で少しずつ、汚水処理人口比率としては進んでいると思っている。残り 15 パーセントも、長い目で見れば家の寿命というようなものも何十年かで来るわけなので、85 パーセントも下水処理施設でやるというのは、70、80 年先になるので、その頃には合併処理浄化槽も普及しているのではないか。100 に近づいていくのだろうと思っている。

森谷委員

自分の思いを発表する場ではない。質問に答えて欲しい。まず計画があるのかないのかを答えてくれ。

下水道課長

残り 15 パーセントについては、ない。

森谷委員

85 パーセントの計画を 70 パーセントに変更することによって、15 パーセントが 20 パーセントになる。こういうのを柔軟に対応し

ていくべきだと思うのだが。

下水道課長
森谷委員

それは間違っていないと思う。

是非そちらの方がコストもかからない、出てくる水の綺麗さも変わらない。一番金がかかる管路もいらない、人口増減にも影響されない。心強い答弁ではあったが、そちらの方が効率的だということは認識済みということか。

下水道課長

合併処理浄化槽が良いか集合処理が良いかの二者択一ではなく、人口が集中している地区は集合処理でやって、それ以外は並行して合併処理浄化槽も普及していく、同時進行でいく考えである。

森谷委員

同時進行でも金がかからないようにすべき。管路で莫大な金がかかる。合併処理浄化槽なら家を作った人が金を払うのだから、補助しない限り1円もかからない。管理費も持ち主負担になる。

下水道課長

市街地については集合処理の中央下水処理施設の方が良いと考えて計画を進めたい。

道下委員長
澁谷委員

その他。

国府に公共下水道が出来た時に、ようやく浜田市公共下水道普及率0パーセントから解消できたと思っていた。その頃は都市データにも必ず「公共下水道比率」が出ていた。行政視察先と比較して0パーセントは大変恥ずかしいとされていて、それが解決したことに対して努力を評価していた。

その後、汚水処理人口に変わってきて、合併浄化槽も加わって考え方も変わってきた。その時、余りにも予算規模が大きいので、旧浜田には下水道は当分作れないだろうと思っていたが、久保田市長に代わって、補助金と工区を分ければ可能だという説明が全員協議会で行われた。しかし人口減少スピードがあまりに早すぎる問題、接続率の問題。国府も10年経っても接続率の達成ができないので、解消できない問題だろうと思う。

公共下水道は100年経てば老朽化による更新が必要になる。道路も橋も更新しなければならない中で、維持できるのかという意識が生まれる。8工区の計画自体も時代に合わなくなっているのではないか。駅前だけは人口密集しているので公共下水道にして、それ以外は合併浄化槽を加味しながら……そのためには合併浄化槽への補助金も出して。今は新築には推進されていると思うが、中古住宅についても合併浄化槽を変えた場合は補助していく。こういった計画

が出来ないことが一番の問題だと最近思っている。接続率の問題も、人口減少と高齢化とか独居老人といった問題がある以上は、なかなかクリアできない。前の下水道課長の時は 50 パーセントでも接続率が成り立つ経営シミュレーションは出来るかという質問をしたことがあって、駅前についてはそれは可能だという試算ももらったことがある。時代の状況に対して下水道課も議論して修正をかけ、議会のこの場でも議論して欲しい。ある日突然ぱっと出てくる。議会側に投げかけて議論をしたこともない、ということが最近多い。先ほどの答弁を聞いても、苦しい答弁だという印象がある。自分たちがどのようにするかということを再検討して、課としての考え方という中で、福祉環境委員会の委員との議論も交えながら進めて行って欲しい。8 工区の計画見直しを検討する余地があるのか、それとも一度発表したからそのまま進めるしかないのか。今はどういう経緯になっているのか。

下水道課長

8 処理区の計画については、いわゆる基本計画、構想なので、財源的裏付けや時期等は具体的になっていない。今は 8 処理区のうち 2 処理区の計画があるから準備をして計画をお示ししている。駅前処理区が終わったらすぐ次という計画があるわけではない。また 10 年後には人口形態や状況が変わっていると思うので、その時の状況で判断することになると思う。

道下委員長

その他。

平石委員

汲み取り件数と合併処理浄化槽の設置状況は 2 万世帯となる。残り 6000 世帯は集落処理と住宅排水で処理されているのか。

下水道課長

そのとおり。

道下委員長

他に、所管事務調査の質疑は。なければ請願に移りたいが良いか。

(「はい」という声あり)

では請願審査に移る。紹介議員に聞いておきたい点等があれば質疑を受けたい。

小川委員

これは門田さんが出されているが、他にも業者はいると思う。他の業者もここに書かれているような認識を持っておられるのか。

森谷委員

掴んでいない。

道下委員長

その他。

(「なし」という声あり)

執行部に聞いておきたい点があれば。

西村委員

一番目の下水処理と合併処理浄化槽の排水基準が一緒であり、どちらも環境を良くするものだという表現があるが、私は表現としては間違いだと思っている。排水基準は一緒なのか。一緒ではないはずだが。

下水道課長

排水基準は一緒ではない。下水処理場の排水基準は下水道法によって定められている。水質を表す指標でBODという数値があるが、下水処理場の場合は1リットルあたりBOD15ミリグラム以下。合併処理浄化槽の方は、浄化槽法の中に排水基準があり、1リットルあたりに20ミリ以下。公共下水道の方が水質基準が厳しい。

西村委員

私も詳しくはないが、色々ホームページを見ていたら鎌ヶ谷市のホームページの中に載っていた内容を読んで疑問を抱いたので質問した。これによれば公共下水道はBODの除去率99パーセント以上持っているし、結果的にBODは1リットルあたり2ミリグラム以下となっている。一方合併浄化槽ではBOD除去率は90パーセント以上で、先ほどと9パーセントの開きがある。BODは1リットルあたり20ミリグラム以下ということで、1桁違う。下水道の方が勝っているので、排水基準は明らかに下水道が勝っている。

どちらも環境を良くするというのも間違っている。水質は戻せないで良くなることはない。どれだけ元に戻す力があるかという点で比較すると、下水道処理の方が優れているという解釈が正しいのではないかと思う。その点について担当課長の知識でお答えいただきたい。

下水道課長

排水基準は一緒という文言では少し違うという認識で見ている。実際、集合処理、公共下水処理施設は専門の人がついて年に数回の厳しい水質管理をしている。基準を必ず下回るように管理している。一方合併浄化槽は個人管理のため、行政指導や法定検査等の管理が行き届かない一面もあるのかと思う。

西村委員

最後におっしゃった点も、読んだ中には書いてあった。その点でも比較すれば下水道の方が勝っていると個人的に思う。

費用面での対比ということでお尋ねしたいのは、鎌ヶ谷市の資料によると、費用について下水道法式と合併処理浄化槽とで、実際にこれから計画する上で、3処理区について比較した計算値結果が載っている。どの3処理区も多少それぞれの費用は違うが、合併処理浄化槽全体にかかる費用を比較した場合、いずれも3処理区につい

ては下水道処理の方が安くつくという比較になっている。ここは10万都市なので、単純に浜田市との比較はできないが、最終的に3処理区とも下水道方式でいくという方針を鎌ヶ谷市は立てられている。浜田市の場合にこれだけ、例えば建設・維持管理費・ライフサイクルコストと、過去の投資額・建設費・維持管理費・ライフサイクルコストということで下水道と合併処理浄化槽の費用を比較している。そういった費用の大まかな計算というのが、浜田の場合にお願いしてすぐ出るものか。今からやろうとしている処理区について、合併浄化槽にした場合の建設費と、下水にした場合の建設費の比較が、そんなに苦勞せずにはできるものか。出来るのであればそういったものも示した上で、方針を再度出していただくことが必要ではないか。大雑把に言うと私も市街地は下水道方式で、人がまばらに住んでいるような所については浄化槽方式で、と漠然と思っている。ただそれを費用面で裏付ける意味で、鎌ヶ谷市がやられているような示し方は非常に有効ではないか。

下水道課長

鎌ヶ谷市の話は初めて聞いた。大変参考になる。どのような計算方法で試算されたかを含めて研究していきたい。

上下水道部長

駅前周辺の市街地整備方針、いわゆる国交省が試算するやり方という意味で西村委員が言われたような試算方法はある。それは示せると思う。それはおっしゃるように飽くまで建設費用や整備費用はいくらかというだけなので、単純に合併浄化槽すべて整備したらいくらになるのかという話としては比較が可能だが、森谷委員が問題視されているのは、誰が負担するのかという視点である。受益者が負担する話なのか、行政の政策として投資しなければいけない場所なのかについては、見方によって色々な意見があるので、今後の整備方針については色々なご意見を頂きながら考えていきたいと思っている。

西村委員

負担の考え方だけではいけないという鎌ヶ谷市の考え方に納得した。鳥の目を見て、俯瞰的に見て、この方式でいくらかかるのか、誰が負担するのかという問題ではなく、どちらが良いのかという比較を前提段階でやるという考え方が参考になるのでは。おっしゃるとおりではあるがやってみる価値はあると私は思う。

三点目。建設が終わって、年間に下水道の場合と合併浄化槽の場合とで、市民が負担するという視点でも比較されている。5人槽の

合併浄化槽なら3万9000円から4万5000円くらいの程度。下水道の場合は3万4600円くらい。この場合だと明らかに下水道が数千円安くつく比較になっている。その比較で言うと合併浄化槽よりは下水道の方が優れていると思った。そういった年間の維持管理面での費用負担比較は、現時点でされているのか。試算値があるならどの程度になっているのか。

下水道課長

手元に数字がないが、そういう試算はしている。平均的な下水道料金を払って、水の使用量も違うので平均値を出してみないといけないが、合併浄化槽を使用する家庭の年間維持管理費との比較は出来ると思う。浜田市の場合も、合併浄化槽よりも下水道の方が家庭が払う費用は安いことは掴んでいる。

道下委員長
小川委員

数字は後程いただきたい。その他。小川委員。

災害対応についても請願内に書かれている。過去の経験からすると、集合の場合と合併浄化槽の場合を比較した時、水害の際は例えばマンホールに水が入ってしまっても使えないとか、地震の時に下水管が割れて使い物にならないとか、被害状況は違うと思うが、相対的に地震にはこちらが強いとか、水害にはこちらが強いとか、そういう認識は現段階でどのようにされているか。

下水道課長

下水管の場合、地震があると液状化を起こしてマンホールが浮き上がる、管部が破断されるという被害が一般的に指摘されている。合併処理浄化槽は全国的に見ると少数のため、過去の被害状況は分からないが、宅地が地割れするような地震があれば、合併浄化槽も当然被害を受けるだろう。ただ、管路の破損リスクは高いため、どちらが地震災害に強いかわかれたら、浄化槽の方が強いのかと思う。

道下委員長

その他。ここで休憩を取る。25分に再開する。

[11時 15分 休憩]

[11時 25分 再開]

2 請願審査

(2) 請願第52号 家庭保育・夜間保育制度の創設に関する請願について

(3) 請願第53号 家庭保育・夜間保育制度の創設に関する請願について

4 所管事務調査

(3) 鳥取県「おうちで子育てサポート事業」の実施状況と島根県内の認可夜間保育所について

道下委員長	請願(2)(3)と、所管事務調査の(3)は関連性があるため、まとめて議題とする。執行部からの報告をお願いします。子育て支援課長。
子育て支援課長	(以下、資料をもとに説明)
道下委員長	委員から質疑は。
森谷委員	4ページ。これらの4つが夜間保育をやっている背景、理由、保育料はいくらか。
子育て支援課長	背景は個々の市町に、どういった方の利用が多いか尋ねたら、松江市と出雲市は夜間飲食業の方が多いのではと言っておられた。また隠岐の島町は病院勤務の方が利用されているとのことだった。市で言えば夜のお仕事が多いのが背景にある。 保育料については、基本的には保育なので基準額表に基づいた保育料になる。延長保育については別途延長保育料が発生する。
森谷委員	僕の質問を考えて回答して欲しい。
子育て支援課長	お答えしたつもりだが。これ以上のことは分からないので調べていないと言われるのなら申し訳ない。
森谷委員	夜間保育を現状どのような人が利用しているかは聞いてない。夜間保育を設置したハードル部分の背景を聞いている。保育料の金額を聞きたい。通常の、という回答を聞いているわけではない。
子育て支援課長	了解した。夜間保育設立経緯については調べていない。保育料については各市が定める基準額表で定めている。
森谷委員	浜田にも病院や飲食店があるから夜間保育の需要があるかもしれない。浜田もやったらどうかという方向で検討に入っていただきたいが。
子育て支援課長	直接の夜間保育ではないが、延長保育で夜8時まで対応している所が3園ほどあるが、あまり利用がない。県内の夜間保育所もそうだが、浜田市の保育所についても社会福祉法人にお願いしているので、市でやるのは難しいのではないかと思う。
森谷委員	断る自由があるのでお願いするのは難しくない。前に聞いた時には、夜間保育は国か何かの指定で原則21時までを目途としているという回答をしてもらった記憶がある。私が調べたら原則は22時と書いてあった。原則であってそれ以上を認めないわけではないと

考えるのが行政マン。案の定ここの夜間保育は、だいたい 21 時と決まっている所をクリアしてやっている。その考えはどのように整理するのか。有福さんの考えとこの結果とについて教えてもらいたい。

子育て支援課長

以前一般質問の事前にお話しした件だと思う。厚生労働省の設置認可等についての通知で、保育方法として開所時間は原則として概ね 1 時間とし、おおよそ午後 10 時までとすることをお示しした。従って県下 3 保育所についても通常保育は 22 時までになっており、あとは延長保育の形で希望者のお子さんをお預かりしている。

森谷委員

有福さんに質問すると先がない答えばかり。行政マンは市民にサービスを提供するわけだから、どうやったらもっとよくなるかを考えるのが当然。プラス部分も合わせて考えて、規定があるからこれもダメあれもダメと言っているような印象を受ける回答をしないでもらいたい。財政の調整は数か月前に有福さんにお渡しして、この場でやっているではないか。それを覆す意見を述べるかのように、検討中でダメダメと言う。検討中でダメモードだけど浜田市はこうやったらクリアできるのではないかということ併せてやるのが行政マン。どうしても紋切り型で拒否する。どうしてそういう表現の仕方をいつもされるのか。市民サービスに目を向けて欲しい。回答を。

道下委員長

これは委員会の範疇を超えている。小川委員。

小川委員

夜間保育の関係で。これがないことが行政の不公平さを欠くのではという意見があるが、市としてどのような見解をお持ちか。

子育て支援課長

夜間保育があるに越したことはないと思っている。ただ、利用者面で言うとなかなか難しい面がある。またこれとは別にファミリーサポートセンターという制度がある。こちらだと各ニーズに応じた対応も可能である。コスト面も含めてそういった制度の方が浜田では効率的ではないかと考えている。

小川委員

不公平かどうか、という考え方をもちの方もある。その捉え方をお聞きしたかったのだが。

健康福祉部長

選択肢がある方が良いとは思う。しかし他市の対応すべてを浜田市でもできるかという、やはり優先順位をつけて実行する必要がある。確かにあった方が良いとは思うが、現状を見ると不公平ではないと考える。

道下委員長 澁谷委員	<p>その他。澁谷委員。</p> <p>平成28年4月から第2子についても保育料を無償化したとある。そうすると第1子が小学校に上がると、第2子の料金が発生するの か。</p>
子育て支援課長	<p>第1子と同時在園の場合の対応のため、第1子が卒園して第2子 のみの通園となった際は料金が発生する。</p>
道下委員長 足立副委員長	<p>その他。足立副委員長。</p> <p>鳥取県の「おうちで子育てサポート事業」について伺う。平成 29年度予算1億円が出されているが、事業実施は平成26年4月か らで、県は去年から県事業でされている気がする。最初は市町村が 単独でされていたと思う。事業目的で「県民の希望出生率の実現に 寄与すること」とある。まだ始めて時間はたっていないが、取り組 まれている市町村において、出生数にどのような変化があったか。</p>
子育て支援課長	<p>3ページに事業開始年度を入れている。ご指摘のとおり27、28 年度から取り組まれている。鳥取県においては、保育所の方はある 程度整備されている。在宅のお子さんも支援するというのを28年 度で研究され、答申を受け、今年度から県が始められた。少子化対 策にどれくらい効果があったかはまだ不明。3月の資料で出生数推 移を見る限りでは、急激に子どもが増えたという様子は見受けられ ないし、少子化対策は息の長い事業なので、長期的傾向、因果関係 も今の時点でははっきりした結果は出ていない。しかし効果がない とも言い切れない。</p>
足立副委員長	<p>事業目的自体も、希望出生率という表現はあるが、ソフトライデ ィングさせるための政策の1つと受け止めて良いのか。</p>
子育て支援課長	<p>実施した6町の目的を調べている。目的として多かったのは経済 的支援と乳幼児との愛着形成の進化の助長を図り、もって乳児の健 全な育成に資すること。考え方が分かれるところだと思うが、愛着 形成をする乳児期にしっかり在宅でみられている方に支援をしてい く。また選択肢として保育所に預けられる方は保育所においてしっ かりした保育をしていただくことだと思う。</p>
道下委員長 森谷委員	<p>その他。森谷委員。</p> <p>注目すべきことは、2、3の市町村がやっていたことを14市町村 がやるようになった。市も検討し始めた。県もそれを見て担当部課 が調べた上で、希望出生率の実現に寄与すると思われたから1億も</p>

の予算を付けられたのだと思う。現実を真摯に受け止めて検討すべきだと思う。島根県は別、浜田市は別、という考え方はやめて柔軟に対応してもらいたいが、それは可能か。

健康福祉部長

おっしゃるように鳥取県は十分検討されてから始められたものと思われる。特に鳥取県の市の状況等は注視してしっかり把握したい。

道下委員長

その他。小川委員。

小川委員

資料 1 ページの中ほど、事業内容(1)のアで、1歳未満を対象とする理由の最初に、職場復帰への影響を懸念する意見を踏まえるとある。恐らく産休で休んでおられる方が仕事に戻る時期も含めて1歳未満を対象とする理由に挙げているのだが、職場復帰への影響は私も一番懸念している。仕事に復帰する条件がなかなかないから、仮にそういう制度が出来たとしても応募せず、0歳児で保育園に預けて引き続き働かれる方が多いのではと思われる。もし職場復帰への影響等について、浜田市の現状を含めてご見解があれば伺いたい。

子育て支援課長

鳥取県の予算説明資料をそのまま抜粋させていただいたので、詳細については把握していない。ただ、この制度は鳥取の保育のあり方研究会というのを設置されて、その中で議論された中で出てきたもの。その研究会の中には様々な方が入っておられた。保育関係者だけではなかった。職場復帰への懸念という意見が出たものと思われる。

小川委員

もう1件伺う。鳥取県ではこういう具体的な取り組みが進んでいるのに、島根県が進んでない。2ページの背景の中ほどに、行政懇談会、恐らく鳥取県では県と市町村がそういう懇談会を持ちながらやっておられて、そういう機運が盛り上がって具体的に多くの町村で取り組まれるようになったのではと感じている。島根県内にはこういった懇談会はあるのか。

子育て支援課長

島根県にないともあるともはっきり確認はしていないが、ないのではないかと担当課として思う。鳥取県は子育て王国推進局という組織も設けて非常に子育てに着目している。

島根県の対応だが、総合戦略の中で少子化対策は重要課題だと位置づけている。先般、県の保育関係の担当課長会議があり、その中でもお話した。島根県としては、まず保育所の保育料を下げる。特に今まで第3子の支援をしてきたけれど、第1子第2子から支援し第3子以降に繋げていきたいということで、一昨年からは3歳未満児

	第1子、第2子軽減事業を始めている。浜田市でも一緒に取り組んでいる。
道下委員長	その他。森谷委員。
森谷委員	2ページの下から6行あたり。一方でからの2行は、保育所を利用していない家庭にも支援が必要ということは、不公平感があるのでは、または弱者に手を差し伸べないといけないのではという福祉の観点から配慮した施策だと思う。そう認識してよろしいか。
健康福祉部長	ご意見だと思う。
道下委員長	その他。西村委員。
西村委員	それぞれ現在の入所児童数が書いてあるが、ここ数年で結構なので、時間経過での状況はどうなっているか。恐らく毎年増えているのではと思うが。
子育て支援課長	過去の数字は把握していない。松江・出雲は定員を超えている。特に出雲では2人待機されている。ほぼ定員かそれ以上と思われる。隠岐については、ほぼ定員以下のところで推移していると伺っている。
道下委員長	その他。 (「なし」という声あり)
小川委員	では請願に移る。紹介議員に聞いておきたいことがあれば。請願自体は家庭保育と夜間保育とが一緒になっているが、色々検討する中で、全く趣旨が違うように感じた。一緒にしているのは意図があるのか。
森谷委員	繋がりがあるということと、2枚に分けて書くと関係が分からなくなるからまとめた。家庭保育を推進することで、保育士に余裕が出来る。その余剰を夜間保育に回す、程度の考え。
小川委員	家庭保育制度という言葉を書かれているが、家庭保育に対する支援や助成ではなく保育制度とまで書いてあるとなると、制度化の全体像などがあるのではないか。1歳6か月までは母親の近くに置いて愛情をもって接するのが当たり前、望ましいという理想的な形を描いた中での制度化ということを言われているのか。お考えがあれば伺いたい。
森谷委員	試してみれば良いのでは、程度。試して問題があればやめる。お金がかからない程度で試してみれば良い。そんなに難しいことではない。気軽に試せないという考え方をする人もあるだろうが。制度

道下委員長
森谷委員

という言葉に意味を持たせたわけではない。

その他。執行部に聞いておきたいことは。

先ほど有福さんがおっしゃった、3月議会に配布したという資料と一緒に配布してもらえればと思うのだが。各町村の出生数の推移に関する資料を配布したと言っておられたが。

子育て支援課長
小川委員

午後にご用意させていただく。

この案件については、4回くらい請願として出されている。前回、前々回の委員会では採択された部分もある。今回も同様の内容で提出されている。これについて、執行部側としていくらか検討された経緯があるのか。

子育て支援課長

請願もだが、所管事務調査ということで、前回から鳥取県の例など調べさせていただいた。

小川委員

要望内容については、現状からするとなかなか難しいと判断されているのか。

健康福祉部長

今の時点では少し難しいだろうと思っている。鳥取県下4市の状況をしっかり把握して研究させていただきたい。

道下委員長

ではここで休憩とする。再開は13時とする。^

[12時06分 休憩]

[13時00分 再開]

1 議案第41号 ラ・ペアーレ浜田条例の一部を改正する条例について（続き）

道下委員長

会議を再開する。

まず午前中に西村委員が質問した合併浄化槽の件で、下水道課長からご説明いただく。

下水道課長

年間負担額で下水道と合併浄化槽とでどうか、という数字をシミュレーションしていたのでお伝えする。

下水道の年間使用料を2人世帯の平均値でシミュレーションしたところ、2万5600円。これが1世帯4人家族だともう少し増え、5万4800円がかかる。一方、合併浄化槽は最低容量が5人槽と決まっているので、5人槽の年間維持管理費7万200円でシミュレーションしている。

道下委員長

はい。では午前中のペアーレの件に戻りたい。健康福祉部長。

健康福祉部長

西村委員のご質問に対し回答が不十分で申し訳なかった。改めて

担当課長から説明させていただく。

地域福祉課長

ペアーレという大きな施設の中の一施設がプールであり、各種講座の一部であるという当初からの考え方を踏襲して運用してきた経緯がある。今回の条例改正はご承知のとおり、あくまでも祝日の営業と時間短縮を行うもので、この際きちんと整備し、プールも含めペアーレ施設一体となった形での運用となるよう、今後進めていきたいと考えている。

道下委員長

委員から質疑は。森谷委員。

森谷委員

利用者拡大ということだったが、祝日営業は分かるが、時間短縮というのは矛盾していないか。

地域福祉課長

開館を増やすだけでは指定管理料が増える。少しでも縮減すべき観点から、現在利用者数の少ない時間帯を短縮し、指定管理料に反映させようという考えである。

森谷委員

予算金額や起債金額とサービス提供は比例するという考えもある。利用拡大することでお金がかかるのは当たり前のことで、そのように予算を使うと考えるのが普通。利用拡大の要求があるのに無視して、理由として取り上げるべきではない意見を取り上げている。要するに自分たちがやりたいように決めてしまって、後付けで理由をつけているようにしか見えない。予算は利用者にサービスを提供するために使うのが当然で、利用者が増えれば予算要求する流れは自然。もっと整理しながらやって欲しい。

健康福祉部長

開館時間を 30 分短縮するのは、祝日部分が増えるので、労務管理上営業時間を縮めて祝日に回すイメージ。予算も 29 年度の債務負担を決めていただいているが、こちらは 150 万ほど増額させていただいている。

森谷委員

そんなことを、経営をしたこともない市が決めることはない。営業時間の変更で利用者が増えるなら利用料の増収も見込める。門外漢が口を出すべきではない。

健康福祉部長

飽くまで今回は、市として最低限やって欲しいことを伝えている。指定管理者の良い提案については柔軟にそのとおりにして頂きたいと思っている。

森谷委員

それなら規制を撤廃すればいい。営業時間も祝日も指定管理業者に任せればいい。

健康福祉部長

そういうことももちろんあろうかと思うので、条例の中で、市長

の承認を得て、指定管理者の采配に任せるような文言も入れている。

森谷委員 指定管理の判断に任せるで良いのに、なぜ中途半端に休館日を指定するのか。本当に利用者の増加を求めるならプロである指定管理業者の判断に任せたら良い。

健康福祉部長 設置条例なので、最低限の開館時間等の規定は必要だと思う。市がプロフェッショナルでないのはおっしゃるとおりなので、事業者さんがある程度自由に出来るような規定も設けさせていただく。

森谷委員 今まで条例で定めていた最低限の開館日も守れていなかったのに、今更何を言うのか。

地域福祉課長 条例上の問題ではなく、プールについては運用上の問題なので、条例違反では決していない。

ラ・ペアーレ浜田市条例の中で、目的及び設置、管理諸々あって、開館時間及び休館日が設けてある。他の自治体の関連条例を見ても、開館時間や休館日は一応定められている。こういった形でお示ししてあげると、指定管理業者も提案するのが難しい面があるのではないかと考えている。

森谷委員 条例に違反しているではないか。どこが運用だ。

地域福祉課長 飽くまで条例どおりである。プール以外の部分は条例どおりにしている。プールだけは今まで日曜も休みだったが、ペアーレという施設の一画、講座の一部分と捉えてプールのみ毎週日曜休みとして運用していたので、条例違反ではない。

森谷委員 休館日を全館第1、3、5日曜は休んでいるのか。

地域福祉課長 プール以外は休んでいる。プールは日曜全て休んでいる。

森谷委員 それなら条例を変える必要はない。

地域福祉課長 今までの条例とは違い、祝日も営業をするという改正になる。

森谷委員 新旧対照表で示してもらいたい。

地域福祉課長 お手元に新旧対照表がある。(1)開館時間、左側の休館日は第1、3、5日曜とあり、改正後も同様の記載がしてあって、ここの部分は変動がない。

森谷委員 休館日(1)のことだと思う。アも同じ、ウも同じ、ではイをプラスしただけか。祝日の営業が可能になったということか。

地域福祉課長 おっしゃるとおり。

森谷委員 合わせて、運用を強制することになるのか。今まで第2、4日曜は休んでいたが、運用レベルで市から圧力をかけて休ませないよう

地域福祉課長
道下委員長
森谷委員

にするということか。

決して圧力ではない。より良い提案なら考えていきたい。

森谷委員、他の委員が待っておられるので。あと1件のみ。

今回の目玉は日曜祝日も営業することになっている。それなら祝日だけを目玉にしておけば良いではないか。

地域福祉課長
道下委員長
足立副委員長

今の件についてはおっしゃるとおり。

その他。足立副委員長。

ここに来るまでの経緯をうかがった。利用者の利便性を図ると言われるが、課長は今週の日曜が第何日曜か分かるか。パッと言われると分からない。その中で今回のような形は本当に利便性が上がるのか。

地域福祉課長

確かにパッと分からない。その辺については十分啓発はしなければならない。

足立副委員長

健康増進と言われたが、一方では浜田市の健康寿命が短い理由は数値化できない状況がある。ペアーレの本来の目的は、勤労者の健康増進も当然あるし、介護予防もある、それなら極力開く方向で考えるべきであって、小賢しいやり方をせずに日曜祝日もやる、平日のどこかで休みにする、とした方が一番すっきりするのでは。

地域福祉課長

おっしゃるとおり。条例上、第6条にあるのだが基本的には条例どおりに実施することになるが、指定管理者は必要があると認めた場合には市長の承認を得て変更できるとある。運用を見ながら、ますますの利用拡大を含めて、必要があれば市長の承認を得て対応してまいりたい。

足立副委員長

浜田のスイミングプールも日曜休み。そばにあるペアーレも日曜休み。プールで健康を保っている方はわざわざアクアみすみに行かないといけないのか。市役所全体で恐らく協議はされてないと思う。

健康福祉部長

細かい協議まではしていない。

足立副委員長

協議しないと、目的が健康増進と言われているのに、どうやって健康増進を図るのか。そこが行き当たりばったりで森谷委員や西村委員が言われる所が出てくるのではないか。色んな理論武装してわざわざ難しくしている。ペアーレは日曜休みでプールは月曜休みだとか、そういうやり方をしないといけない。それとペアーレの実際の利用者は、平日は65歳以上の一定程度の所得がある方が利用されている。その方は週に5日利用できる。ならば勤労者はいつ利用

できるか、土日である。そのうち日曜は隔週しかやっていないなど、とても難しい。そう考えたら例えば月曜はペアーレを休みにして、代わりに黒川のプールは日曜にやろうといったようなやり方をしないと、利用する市民から見たらとても分かりにくく、使いにくい施設。それをどうやって啓発してやろうかというのものもあるだろうし、もう一方で、祝日を増やすことによってどれぐらいの利用者の増加が見込めて、どれだけの収益が出るかは恐らく計算されていない。にも拘わらず、祝日も開いていて欲しいといった声が少しあったからといって安易に追加するようでは、なかなか総合支援事業も進まないし、市民の健康寿命は延びないだろうと思う。

地域福祉課長

森谷委員の一般質問に健康福祉部長が答弁したように、教育委員会にも類似施設があり、一元管理のメリットも十分ある。今後検討したいと部長が答弁したとおり、今後早急に検討していきたい。

森谷委員

そもそもアンケートは、日曜開いて欲しいという声が少数あった。それを取り上げて日曜と言い出したが、日曜なら条例改正は不要だったのでは。祝日もやって欲しいという声は1、2個しかなかった。日曜を希望する声よりもっと少なかった祝日オープンの条例改正をして、それをあたかも日曜も一緒だという形で、日曜を前面に押し出して条例改正の根拠にしているが、今言われたのは、日曜のオープンは条例改正は不要で、祝日もやるために条例改正が必要だと。祝日だけのための条例改正をするだけなのに、どさくさに紛れて日曜の話を出すことはない。祝日の要求も「しいて言えば」の話。それを受けて条例改正までやる根拠にはならない。

健康福祉部長

日曜を全部開けることも検討させていただいた。しかしこういった施設は、週1回休んでいる。日曜開けたら平日に開けないといけない。すると平日の利用者が離れるのではということ、指定管理者が一番恐れている。

森谷委員

提案なのだが、今回は取り下げていただいて、一元化を生涯学習にまとめてもらって、改めて考えればいい。今急いで決める必要はない。

健康福祉部長

ご提案の趣旨は分かるが、来年度のために指定管理業者を決めないとならないため急ぐ必要がある。

森谷委員

そのパターンを回避するのは、1年の指定管理にする、1年延ばす、といった方法がある。何も問題がない。指定管理中に条例改正

道下委員長
西村委員

も出来るのだから。

その他。西村委員。

現在の条例について先ほど、よく理解できなかつたので色々誤解を生んだようだが、この条文の書き方、表現の仕方は、やはり私は……日曜にずっと休んでいるのはプールだけなのだろう。であれば第6条に但し書きで、プールについては第2、4日曜も休みにすると書いてないからおかしなことになっている。今回は実態として日曜が変更になるのだから、条例に書いてあれば変更になるはずだった。条文に書かなかつたことが、皆の誤解なり問題を生んでいると言わざるを得ない。どう思われているか。

地域福祉課長
西村委員

条例がある以上、パッと見て分かる形なのが一番望ましい。担当課として、これは分かりにくい。大変申し訳ない。

是非今後の在り方として検討してもらいたい。

改正の中身に移るが、9時から午後9時半までを9時から9時までと30分減らす。日曜については9時から5時まで短くするということだと、計算すると1週間に450分減る計算になる。増える方は1ヶ月単位で見ると第2、4日曜と祝日とで年間15日。39日は増える分だが、それに見合う分として1週間で450分、だいたいイコールになるような、要は指定管理料に見合う形なのか。指定管理料は現状のまま押さえるように時間短縮も考えられているのか。

地域福祉課長
西村委員

30年の指定管理料として既に684万4000円の債務負担を議決してもらっている。おっしゃったように時間短縮をしたのは少しでも債務負担を圧縮するため。指定管理の試算をしてみた。指定管理上限額の範囲内に収まる形での運用実施は可能と考える。

分かりにくい。要するに増えた時間数と減った時間数はだいたい同じくらいなのかが聞きたい。そうすれば指定管理料には大きく響かないだろうと判断できると思う。

地域福祉課長
道下委員長

プールについては30日の382.5時間の増になる。プール以外については10日の222.5時間の増と計算している。それに見合う予算を付けている。

その他。

(「なし」という声あり)

3 執行部報告事項

(1) 平成 28 年度ごみ処理量等について

環境課長	執行部からの報告をお願いします。環境課長。
道下委員長	(以下、資料をもとに説明)
森谷委員	委員から質疑は。 ごみが減った理由は、業者の一般廃棄物の規制を厳しくしたただけか。
環境課長	27年度から28年度にかけての減った理由はそれだと考えている。
森谷委員	27 から 28 以外は何か。
環境課長	25 や 26 のことか。
森谷委員	はい。
環境課長	それは市民や事業者全体としてごみ減量化の努力の結果だと思う。
森谷委員	毎年 300 トンずつ減っていたのが、規制を厳しくしたら 600 トン減ったので業者の方で 300 トンくらいあったのかと思う。
	今、エコクリーンセンターで廃プラを燃やす流れが出来ていると思うが、廃プラはどの項目を見れば良いのか。
環境課長	ごみ排出量というのはエコクリーンセンターや不燃物処理場に持ち込まれた量で計算しているので、そうすると廃プラ混焼実験の数字はここには表れない。
森谷委員	どこに埋もれているのか。
環境課長	廃プラが埋もれているのは、燃やせないごみの所。
森谷委員	混焼実験やっているから廃プラがどのくらいかは分かると思う。 毎年 870 トン程度の中に、廃プラごみは何トンあるのか。
環境課長	今は手元に資料がない。
森谷委員	行革の表には、エコクリーンセンターは廃プラ燃焼可能にしたことで毎年 2800 万のコスト削減とあった。日の目を見なかった一般質問への答弁書には毎年 1 億 4000 万のコスト削減と書いてあった。そういう数字が出ているということは、廃プラの量も何かしらあると思っているのだが。イメージくらい持っていて欲しいし、金額の乖離について説明を。
環境課長	1 億 4000 万というのは、埋立処分場を平成 23 年 6 月から開始しているが、これの建築費が 20 億円かかっていた。建築当初は一杯になるまで 15 年と計算していたので、21 億円を 15 で割ると 1 年間のコストが 1 億 4000 万円。 先ほど言われた行革の資料だが、これは平成 27 年度の埋め立て

実績が出た時には、埋め立て処分場の耐用年数をその時点で 30 年間に変更した。21 億円を 30 年で割ると単年度あたり 7000 万円という数字が出てくる。その後に廃プラの混焼等と産廃の持ち込みを厳しくしたことの合わせ技で、28 年度の埋め立て量を推計した時、耐用年数が 50 年間に延びるだろうということで、単年度で 4200 万円になる。ですから 7000 万円から 4200 万円を引いた 2800 万円というのが、先日の行革の資料に掲載した数字。

6 月議会前に 28 年度の埋め立て実績が出たので試算しなおしたところ、平成 88 年度まで使えると出たので、21 億円を 66 年で割ると単年度が 3200 万円。ですから今の段階では行革の資料 7000 万円から 3200 万円を引いた、単年度あたり 3800 万円の埋め立て処分場延命化としての行革効果の額は、このように訂正というか、これは行革推進課とも相談しなければならないが、9 月議会の時には単年度あたりの行革効果を 3800 万と出し直そうと考えている。

森谷委員
環境課長

廃プラの量くらい分かるだろう。

分かるが手元に資料がない。不燃ごみ処理場でプラスチックを減容機に入れて圧縮したものを、エコクリーンセンターに持って行って燃焼実験をやっている。その数字はあるが手元に持ち合わせていない。

道下委員長
環境課長
道下委員長
森谷委員

会議が終わるまでに提出できるか。

出来る。

ではお願いします。森谷委員。

多分 400 トンくらいだというイメージはある。その根拠は、2 ページ目に燃やせないごみが毎年 800 トンと書いてある。僕の頭の中では、1 年に 1 埋めるとすると半分の 0.5 は廃プラ分だったから、比重の問題もあるが 400 くらいかなと。

最初の計画が 15 年で一杯になる予定だった。それが 66 年と言えば 4 倍伸びた計算になる。総計見ても皆の排出が 4 分の 1 になっていないのに、どこを見て廃プラで半分、皆さんの排出量で更に半分と見れば良いのか。

環境課長

埋立ごみの話に変わっているが、それは先ほど言ったように廃プラ燃焼の影響もあるが、大きなのはごみ総量が減った、だから埋立量が減った。減った原因の半分が廃プラではない。

森谷委員

さかんに総計の話がされているが、ここを見ても半分に減ってい

るように見えない。どこを見るのか。ここにはないなら良い。

環境課長

ここには資料がない。

森谷委員

では結構。

道下委員長

他に。澁谷委員。

澁谷委員

浜田市の場合、久保田市長がロードマップでゴミ袋の簡素化を項目にあげていたのに、取り下げられた。その時の理由というのが、審議会において、折角区分けが進んでいるのに簡略化したらその努力が無になるという答申があって、取り下げになった。ただ、議員からも浜田市は複雑だとか認知症の方が区分けできなくてゴミ屋敷になるといった色んな指摘があった。その中で、エコクリーンセンターで廃プラ燃焼実験があった。それまでの時に議会側も、ガス直下型で何でも燃える。以前は広域行政組合が導入の際に、最初は気流式になる予定だったところが、広域行政組合議会がひっくり返した。しかし何でも燃やせるから燃やしたらどうかという提案に対して、地元の理解が得られないという答弁だった。同僚議員が周辺を全部調査して、そういう契約はないというような話の中で、燃焼実験がスタートしていると思う。浜田市は結果的に、答申と違った、燃やせるものはきちんと燃やしていこうということ。あとゴミ袋も間もなく簡略化していく流れに進んでいるのかどうか。担当課はどういう考えか。

環境課長

ゴミ袋の簡素化、要するに種類を減らす考えはない。江津市のこともあるので先走ったことを言うのは不味いのだが、プラスチックを燃えるゴミ扱いに変えていくことをやろうとしている。ただ、燃やせないゴミ袋の名称は変えるかもしれない。

澁谷委員

現状、プラごみは水色の袋だが、全部緑の袋になるのか。

環境課長

いえ、廃プラというのは燃やせないゴミとして入れている方。水色はリサイクル可能な資源ごみなので水洗い等をしてもらっている。汚れているものは緑の袋に入れていただくようになる。

澁谷委員

環境向上委員会だったと思うが、リサイクルセンターの方とお話をした段階で、注射針が一緒に入っているのでは仕分けする際に刺さる。きちんと薬局や病院に針を戻して欲しいという声があり、恐らく環境課も私どもも見たと思う。それがあってから厳しくなって、ゆうひパーク等に皆さんがゴミを持ってくるというのが、議員から指摘が出たと思う。今はそれがコンビニの方も外にあったゴミ箱が

中に入れられている。全体的には問題はクリアされているのか。仕分けが厳しくなったという意見が最初にあって、市民の方がそういう所に捨ててしまうということだったが、今はもう解消しているのか。担当課はどのようにつかんでおられるか。

環境課長

自己注射等で使う針だと思うが、環境課としては病院や薬局へ返して欲しい。実際、4月以降は特にそういった苦情は聞いていない。

澁谷委員

ごみ処理問題はスムーズにいつているのか。市民が勝手に好きな所へ捨てるとか、持ち込みごみが溢れている状況は改善したのか。意識が改善したのか。

環境課長

意識の改善は分からないが、不法投棄はしばしばあるが、明らかに他地区の住民が自分たちのごみステーションに持ち込んでくるといった話は特に聞いていない。

道下委員長

その他。

(「なし」という声あり)

配布資料は委員各自で目を通していただきたい。

森谷委員

配布資料の分からない点は、いつ質問したら良いか。

道下委員長

どうぞ。

森谷委員

データヘルス計画の27から29と書いてあるものの7ページくらい。島根県と比較して死亡率が高いのは、男性では悪性新生物(がん)、脳血管疾患、自殺と書いてある。医療費がかさばるというのと、他の人と比較して死亡率が高いということと、関係がないように見える。関係はあると考えるべきなのか。

医療保険課長

今回データヘルス計画を提出させていただいたのは、所管事務調査の資料として配布させていただいた。内容についてはその時でよろしいか。

森谷委員

了解した。

道下委員長

その他。

(「なし」という声あり)

ここで暫時休憩とする。再開は14時15分。

[14時03分 休憩]

[14時15分 再開]

道下委員長

会議を再開する。廃プラ等のペーパーが配布されている。説明を

環境課長	お願いする。環境課長。
道下委員長	(以下、資料をもとに説明) はい。今回の報告事項を最終日の全員協議会にどのように提示するか、執行部から要望を伺う。
地域福祉課長	資料配布のみとしたい。
道下委員長	よろしいか。 (「はい」という声あり) では資料配布のみとする。

4 所管事務調査

(1) 福祉施設と職員数の増加について

地域福祉課長	この件について、地域福祉課長
健康長寿課長	(以下、資料をもとに説明)
道下委員長	(以下、資料をもとに説明)
森谷委員	委員から質疑は。森谷委員。 福祉の枠にとらわれず、とりあえず市長が人口減少問題がと言っているし、誘致企業を持ってくるのだと言っているし、福祉施設もどんどん増えている。そこの人間はどこから来たのか疑問に思った。それから焦点は当てられていないが、コンビニ 1 件やるのに 20 人の従業員がいる。今 20 軒くらいあるからそこに 400 人取られている。表の上の方、3657 を取って分けると上が 1700、下が 2000 くらいになる。1000 人くらい増えているが、その人員はどこから来ているのか。どこも減っていなければ他所から来たのかと思うが、上に建設業と製造業がくっついており、一番左の数字で言うと 3191、4300、足せば 7500 くらいの人になる。右にいて 10 年後には 2 つ足せば 6000 人くらいで、10 年で 1500 人減っているから 1 年で 150 人減る。若干の誤差はあるもののその分くらいが医療福祉で増えている。医療福祉で増えた人員が建設で減っていると見られ、中でバランスが取れていると見られる。ということは廃業の心配はなく、どこかに吸収されている。慢性的な人手不足の中で自己完結している状態。下を見ると、県内 8 市の合計人口がだいたい 50 から 60 万の間。浜田市が大体 10 分の 1 なので、一桁小さく見ればいい。それぞれの枠が上に書いてあるように 5 年単位で合計してあるので、また更に 5 で割ると 50 で割る。そうやって見ていくと、1 年で換

算すると 50 人、80 人、100 人。50 人から 100 人の間が移っている。半分は同じ業種同士で移っているから、実際は 50 人移っている。ということは10年で100人くらい移っているという見方で良いか。

地域福祉課長

人口なので全部含まれている。生産年齢人口でやるべきではないかと思う。調べたら島根県が生産年齢人口が約 56 パーセントで、浜田市が約 55 パーセントなので、先ほどおっしゃった人口にその割合をかけたものでもって計算した方が詳しいものが出るのではないかと思う。

森谷委員

生産年齢人口だろうが総人口だろうが、私は数を数えているのではなく割合で言っている。人口が 60 万くらい、浜田市の人口が 6 万くらい、だから 10 分の 1 かけてみれば良いのではないかという話をしているだけ。

地域福祉課長

失礼した。

森谷委員

資料裏面に推計がたくさんある。上から 2 個目の表、介護保険サービス事業所計、29 年で 1500 人、14 年で 1000 人くらいだから 10 年で 500 人増えている。どこから福祉へ行ったのは推計で 1 年間に約 50 人、そうすると 10 年で 500 人増えているから、大雑把に一致する。だからこういう見方で良いと思う。この統計資料をもとに何を考えるかが行政マンの真骨頂。ここはクロスチェックで 50 人、10 年で 500 人でだいたい一致しているからそうずれてはいないと思う。その証拠に、GDP がこの 15 年間で全く変わっていない。建設業の売り上げダウンが社会福祉関係の売り上げアップに繋がっている。火電も頑張っている。ここを見る限り人口減少が何にも影響していない。経済は人口減少によっては停滞していない。ということは総合的に見て、経済は縮小していないし負のスパイラルもない。税収も減っていない。人口減少の何を憂えないといけないのか。福祉環境委員会分野では何ら危惧する必要はないと思うがいかがか。

健康長寿課長

直接の話ではないが、資料を作る過程で、どういった産業から人が流れているかは全く見えるものではないので、各事業所から非常に人手不足だと伺っているので、世間話を含めて実態を伺ってみる中では、どこも総じて人の確保に困っている。新卒は非常に少なく、中途の方がほとんど。同業の福祉関係から流れているのが大半で、一部では他業種からも流れている。全体的な人口減少に対してどうかについては答えにくいですが、介護福祉に関連して考えるなら、事業

そのものが膨張しているのです、それに対してどう人材確保していくのかをどう考えるかは非常に大きな課題だと改めて感じている。

(4) 生活保護制度における、自動車を保有できる条件や事例について

道下委員長
地域福祉課長
道下委員長
西村委員

この件について、地域福祉課長。

(以下、資料をもとに説明)

委員から質疑は。

憲法 25 条に基づいた措置で、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという思想に基づいて、具体的な施策として展開している。先ほど言われたようにこれは自治事務ではなく法定受託事務ということなので、一自治体判断で自動車保有を認めることはできない、ということはよく分かる。400 世帯弱が受給していると思うが、その中でようやく 2 人が自動車保有を認められている。400 分の 2 という現実はあまりにも厳しすぎる。

もう 1 つ、車を保有せざるを得ないため保護から外れることを選んだ方もおられるだろうし、申請に至るまでに色んな説明を受ける中で、自ら身を引いて申請に至らないケースもものすごく多いと思う。担当職員は十分ご承知のことと思う。全国的な動きとして自治体から、国レベルで改善の方向で議論されている状況にあるのか。

地域福祉課長

ご指摘のとおり。車の保有については浜田市だけの問題ではなく、全国各地から保有については厳しすぎるという意見が出ていると聞いている。県の監査を毎年受けるが、その中で我々もこの制度についてはより実態に合わせた方向にするためにはどういった手法があるのかと投げかけもしている。その話の中で、都会地とは違い地方では自動車は欠くことのできないものだと認識していると。制度の取り扱い改善については、年に 1 度厚生労働省に対し県を通じて改正要望の機会がある。自動車保有規制の緩和について要望してくれと言われた。浜田市福祉事務所としては、自動車保有に関する要件緩和の要望を出す考えである。

澁谷委員

生活用品としての自動車については原則的にこれを認められないと。田舎だと公共交通機関が未整備なので、自立しようとする最低レベルの車は要るし、なければ自立できないように思うのだが、何故こんなに厳しいのか。

地域福祉課長

特に通勤用に関しては、交通機関の利用がまずもってどうなのか。

というのもバスが通ってバス停があるような地域は認められない。バス利用も難しいと判断された場合は認める場合もある。我々も現地を見に行き、公共交通機関の利用について詳細を把握して価値判断している。現段階ではなかなか固有要点をクリアしないと認められないのが実態なので、なるべく地方としてはこの辺の要件緩和をして欲しいと、全国的にもそういう声が上がっているので要望していきたい。

澁谷委員

行政側から要望しても。生活保護を受ける年代構成が分からないが、どんどん認めていけばこれに見合っているという判断をして自立に向かうことはないのか。それとも生活保護の年齢層が60代以上の方が8割9割も所属して、自立はかなり難しいケースが多いため認めても意味がないということなのか。どのように分析されているのか詳しく聞きたい。

地域福祉課長

要件どおりに事務を進めるしか今は出来ない。毎年県の監査があって県から改善指導を受けることになるので、その辺は厳格にやっていくしかないのが現状。

澁谷委員

著しく困難な地域と言葉で説明されても、どれほどの距離が困難となるかは個人差がある。どう判断しているのか。

地域福祉課長

ケースワーカーがご自宅に行き交通面等を調査している。保護決定には必ずケース診断会議を開き、複数で協議している。困難な地域といったものをどうとらえるかは会議の中で諮って、組織としての判断を下している。

澁谷委員

車を持ってもらったことが自立を促すということはないのか。ただの贅沢品としか思われていないのか。移動距離が長くなれば職場の選択肢も広がり有利になるという考え方はないのか。

地域福祉課長

少しでも自立を早めていただきたい気持ちはある。若者等に行く処分保留という方法もある。概ね6か月を目途に働き口を見つけて保護を脱却すれば、そのまま車を使用できる仕組みになっている。

澁谷委員

申請されたうちの何パーセントが認められているのか。

地域福祉課長

この要件にあるように、6か月以内に就労すれば車の保有を認めている。しかし車を持っていない方からの申請が多くを占める。車を持ちながらの申請が少ない。

道下委員長

その他。小川委員。

小川委員

④に「通勤等のため」とあり、等という幅が広い。それ以外にも

含まれるのか。

地域福祉課長 小川委員 考えられるのは、通所。

地域福祉課長 通院・通所が含まれるとすれば、それ以外で使う場合は目的外使用として禁止されていると思う。現在車の保有を認められた方の中で、通勤・通院・通所以外の利用が確認された場合には、どうするのか。

地域福祉課長 それは生活保護法 27 条にあるように指導指示をしなければならない。まずは口頭指示し、それに従わなければ文書指示、それでも改善がなければ保護停止処分に発展する可能性もある。

小川委員 400 分の 2 という比率は各自治体だいたい同じなのか。だいたい全国平均と言えるのか。

地域福祉課長 県内 8 市 28 年 7 月 1 日現在で、事業用 8 台、通勤用 23 台、障害者通院用が 4 台、公共交通機関の利用が困難な通院等が 2 台、処分保留が 35 台。

道下委員長 森谷委員 その他。森谷委員。

地域福祉課長 処分保留で 6 か月経過した場合はどうなるか。

森谷委員 更に延長 6 か月という扱いになる。

地域福祉課長 12 か月後はどういう扱いになるのか。

森谷委員 それ以上は何とかしてもらおう。

地域福祉課長 過去の事例は。

森谷委員 6 か月以内に自立が不可能であった事例もある。ただそれも 12 か月まではいっていない。2、3 か月オーバーくらいまでしかない。

地域福祉課長 脱却が可能という前提で車に乗っていた場合、2 番に移るケースもあるのか。

森谷委員 処分保留の車が、事業用自動車と認められればそちらへ移る可能性もある。

地域福祉課長 森谷委員 実例はないということか。

地域福祉課長 はい。

森谷委員 浜田市は条例のほとんどに、市長が認めればこの限りではないという補足がついている。これによって前に進まない案件をクリアすることが出来るのでは。

地域福祉課長 生活保護法にはそういう柔軟規定はない。

森谷委員 柔軟規定というかそれが当たり前。浜田の条例の方がおかしい。健康福祉関係の条例にも、市長が認めればといった文言が多数の箇

	所で使われているのか。生活保護関係にはないにしても。
地域福祉課長	あると思われます。
森谷委員	それが良い方に使われるか悪い方に使われるか分からないので、そういう書き方は改善した方が良いでしょう。
柳楽委員	生活保護を受けておられて、実際に車を保有されていると、車の維持にもお金がかかると思うが大丈夫なのか。
地域福祉課長	「当該勤務に伴う収入が自動車の維持費を大きく上回ること」となっている。ここをクリアしないと通勤自動車は認められない。
柳楽委員	収入が大きく上回ったら所有が出来ないということか。大きく上回らなければ所有できないのか。維持できるか心配なのだが。
地域福祉課長	働いた分、収入が上回れば生活保護も下げる。収入が上回れば保護脱却となる。しかし保護中は収入が上がらないので、自動車維持に関してはやりくりをしばらくやっていただかないといけない。
森谷委員	他者から借りれば車の問題などどうにでもなる。知れば面倒くさいから見て見ぬふりをしているのだろう。例えば浜田市から10万の生活保護を支給してもらいながら、広島にアパートを借りて月収20万で生活している者の情報を浜田市に提供したこともあるが動かなかった。車を借りて規定を回避することなど誰でも知っている。今更この規定を厳格に守る守らないの議論をするなど笑止千万。現実に即した対応をしなければ不味いのでは。
道下委員長	他に。 (「なし」という声あり) ではこの件については終了する。

(5) 浜田市国民健康保険の医療費が高いことに対する分析・調査状況等について

	この件について、医療保険課長。
医療保険課長	(以下、資料をもとに説明)
道下委員長	委員から質疑は。
森谷委員	これだけ色々な調査をしているなら、生活習慣やどういう傾向があるとか、職業的なものか分かると思う。特定健康診査質問票の中に質問を入れれば良い。個別通知による受信勧奨を行った、働きかけを行ったということは、接触チャンスがあるのに何故動かないのか。メタボは体重が増えることだけを気にするのか。
医療保険課長	先ほどの特定検診の結果で数値が悪かった方は、動機付けもしく

は積極的支援ということで、後日保健指導を行っている。該当者は多いが指導を受ける方は少ない。栄養指導や原因の聞き取り調査はしている。何故そこまでの病気になるかの分析は出来ていないので宿題だと思っている。

メタボは内臓周囲に脂肪が蓄積されて、更に血圧や血糖値が高い、血中脂質が多い、もしくはBMIが高い方プラス脂質や血圧や血糖が高い、2つ以上該当の方がメタボリック・シンドロームとされ、動機付け支援や積極的支援の該当者になる。

森谷委員

猪木迫さんが自分で思っているだけなのか。

医療保険課長

パンフレットを配布させてもらっている。メタボリック・シンドロームの見解は、だいたいこの数値を超えたらいけないという基準がある。超えた方に指導なりをしている。

森谷委員

来た人に聞かないのはなぜか。

医療保険課長

来庁者には生活習慣病について色々聞いているが、少ない人数なので分析して浜田市の原因を出すには至っていない。しかし言われるように折角の接触の機会なので、次年度なりにそういったことを研究・分析できるよう取り組みたい。

森谷委員

何故やらなくて済む方法ばかり考えるのか。今すぐやれば良い。

道下委員長

森谷委員、後は一般質問でお願いします。ではこの件については終了する。

(6) 特別養護老人ホーム等の待機者状況について

健康長寿課長

この件について、健康長寿課長。

道下委員長

(以下、資料をもとに説明)

森谷委員

委員から質疑は。

健康長寿課長

グループホームの待機者は何人か。

森谷委員

160人。

健康長寿課長

申込者が160人で待機者が160人とはどういうことか。

道下委員長

定員126が埋まっており、更に入所待ちのために申し込みをしている方が160人という意味。

足立副委員長

その他。足立副委員長。

健康長寿課長

160という数字は、当然他の施設も申し込んでいる。そのうち1つの選択肢としてグループホームへの申し込みがあるということか。

各施設への聞き取り調査をした。入所待ちの方がどれくらいいる

のかを確認した。被って申し込みをされている場合もあるだろうし、またこういった方々が特別養護老人ホームへ申し込みされている可能性があるだろうが、その精査は出来ていない。飽くまで各施設の待機者を直接聞き取りした結果である。

足立副委員長

他施設からの申込者数の人数とは、どういう施設から申し込みが多いのか。

健康長寿課長

28年7月の時の調査の内訳。この時点で在宅者以外からが451ある。そのうち最も多いのが老健165。2番目に多いのがグループホーム100。この2つが突出している。

道下委員長

他に。

(「なし」という声あり)

ではこの件については終了する。

5 その他

その他、執行部から何かあれば。

(「ありません」という声あり)

委員からは。

(「なし」という声あり)

では、執行部の方は退席されて構わない。ここで暫時休憩とする。再開は55分。

《 執行部退席 》

[15時45分 休憩]

[15時55分 再開]

それでは採決を行う。

議案第41号 ラ・ペアーレ浜田条例の一部を改正する条例について

委員から採決前に何かあれば。

(「なし」という声あり)

それでは採決を行う。

議案第41号について、原案のとおり可決すべきものと決するこ

とに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)

賛成多数と認め、原案のとおり可決すべきものと決する。

請願第 46 号 下水道事業の請願について

道下委員長
森谷委員

委員からの意見を聞きたい。

本来は業者が自分の利益になることは言いにくい。同業種全体で意見を述べるべきところだが、全体像として浜田市のコスト削減と一致するので、ざっくりと賛成してあげたい。

西村委員

私はいずれにせよ、市街地は下水道方式でやって中山間地は浄化槽方式で考えていたし、そういう意味では市の方針にも一定の理解は示す立場だが、先ほどの質疑で紹介したような鎌ヶ谷市の考え方もある。鎌ヶ谷市と浜田市は状況も違うので比較はできないが、そういう意味でもう少し比較検討を。私が申し上げた視点でも再度、市街地の計画を練り直す意味でも少し時間をもらって、委員会として審査した方が良いのでは。継続を皆さんに出来れば諮っていただきたい。

小川委員

私も西村委員と同意見。柔軟な対応という意味では市の方向性を否定するものでもないし、確実な方向性を示してもいない。お互いの意見をすり合わせながら考えていく必要があるのでは。継続を望む。

道下委員長

継続審査とすべきかどうかをお諮りする。継続とすべきと思う方の挙手を求める。

(挙手 3 名)

挙手少数で継続審査とせず、ここで採決を諮る。賛成の方の挙手を求める。

(挙手 5 名)

挙手多数のため採択と決する。

請願第 52 号 家庭保育・夜間保育制度の創設に関する請願について

請願第 53 号 家庭保育・夜間保育制度の創設に関する請願について

道下委員長
西村委員

第 52 号、53 号合わせて、委員からの意見を聞きたい。

基本的にこれまでと同じ中身の請願なので、そういう意味では私の立場も賛成である。ただ状況的には 4 年ほど前から、保育所の入

所数は4年前をピークに頭打ちの状況だということで、請願の趣旨で言われているような状況からは少し外れてきている。もう1、2年状況を見ないと断言はできない。請願の最後にも書いてあるように、保育士の稼働的な部分を夜間保育にあげるという趣旨がもう1つあるので、趣旨は合わせてよく理解できるため、賛成したい。

道下委員長
森谷委員
道下委員長
小川委員

その他。

反省して体裁も整えた。そろそろ多くの人から同意を得たい。

その他。

今までの見解とはあまり変わらない立場。今回の審査を通じても、それぞれの問題を解決できる制度だと説明されているが、浜田市はそこまで深刻な状況ではないと私は思っている。家庭保育ができる家庭というのは、条件や経済的にも余裕がある場合がある。そこにまで補助を出すと違う不公平が生まれかねない。私はもう少し推移を見て判断するべきだと思う。今回も反対の立場で対応したい。

道下委員長

その他。

(「なし」という声あり)

請願第52号、53号について採決する。採決は問題を可とすることでお諮りする。採択に賛成の議員の挙手を求める。

(挙手多数)

挙手多数により、採択と決する。

その他にあれば。

(「なし」という声あり)

では福祉環境委員会を閉会する。

[16時21分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条第1項の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 道下文男